# 徳島県報

発行者　徳島県
発行所　徳島県監察局
　　法制文書課

定期第３６５号　令和３年９月１７日発行


目　　次

※は県例規集登載

【告示】


| 番　号 | 表　　題 | 担当課名 |
|---|---|---|
| ６０４ | 種畜証明書を交付した旨の通報を受けた件 | 畜産振興課 |
| ６０５ | 指定管理者を指定した件 | スマート林業課 |
| ６０６ | 森林管理重点地域の指定を解除するに当たり指定の解除の案を縦覧に供する件 | 同 |
| ６０７ | 森林管理重点地域を指定するに当たり指定案を縦覧に供する件 | 農林水産基盤整備局森林整備課 |
| ６０８ | 道路の区域を変更する件 | 道路整備課 |
| ６０９ | 同 | 同 |
| ６１０※ | 指定金融機関の名称及び所在地等を定める件の一部を改正する件 | 出納局会計課 |


【公安委員会規則】


| 番　号 | 表　　題 | 担当課名 |
|---|---|---|
| １０※ | 徳島県警察組織規則の一部を改正する規則 | |


【正誤】


| 番　号 | 表　　題 | 担当課名 |
|---|---|---|
| | 令和３年２月１６日付け徳島県報第２９１号徳島県告示第９５号中訂正 | 農林水産基盤整備局農山漁村振興課 |

**徳島県告示第六百四号**

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、次のとおり同法第四条第一項本文の種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同法第八条第二項の規定により公示する。

令和三年九月十七日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

| 種畜証明書番号 | 家畜の種類 | 品種 | 毛色 | 名前 | 等級 | 飼養者 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 |
| 二二〇三六〇一〇〇〇一 | 馬 | ＫＷＰＮ種 | 黒鹿毛 | クールＡＫ | 二級 | 小松島市新居見町 | 有限会社徳島乗馬倶楽部 |
| 三一八三六〇一〇〇〇一 | 豚 | デュロック種 | 褐 | ユメサクラエース　Ｄトクシマチッケン　一〇七九―〇四 | 同 | 板野郡上板町 | 徳島県立農林水産総合技術支援センター |
| 三一九三六〇一〇〇〇一 | 同 | 同 | 同 | ボドミン　ユメサクラエーストクシマチッケン　四　一〇〇―〇六 | 同 | 同 | 同 |
| 三二〇三六〇一〇〇〇三 | 同 | 大ヨークシャー種 | 白 | クラリオン　ロンスハウク　トクシマチッケン　七　〇〇一―〇一 | 同 | 同 | 同 |
| 三二一三六〇一〇〇〇一 | 同 | デュロック種 | 褐 | ユメサクラエース　Ｄトクシマチッケン　九　〇一一―〇一 | 同 | 同 | 同 |
| 三二一三六〇一〇〇〇二 | 同 | 同 | 同 | ユメサクラエース　Ｄトクシマチッケン　八　〇三三―〇二 | 同 | 同 | 同 |
| 三二一三六〇一〇〇〇三 | 同 | 同 | 同 | レボルート　ア | 同 | 同 | 同 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | ローカコスモスー二〇二〇六四―〇九 | | | | |
| 一一五五一二七九八八四 | 肉用牛 | 黒毛和種 | 黒 | 阿波幸久 | 同 | 同 | 同 |
| 一一五一〇一八〇〇〇八 | 同 | 同 | 同 | 幸美桜 | 同 | 同 | 同 |
| 一一五五一二七九八三九 | 同 | 同 | 同 | 藍美津平 | 同 | 同 | 同 |

**徳島県告示第六百五号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和三年九月十七日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県立木のおもちゃ美術館

二　指定管理者の名称及び事務所の所在地

株式会社あわわ

徳島市南末広町二番九五号

三　指定の期間

令和三年十月一日から令和八年三月三十一日まで

**徳島県告示第六百六号**

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定を解除したいので、同条第二項において準用する同条例第十四条第三項の規定により次のとおり告示し、令和三年九月十七日から同年十月十七日までの間、指定の解除の案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定の解除をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定の解除の案についての意見書を提出することができる。

令和三年九月十七日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　指定の種別

第二種森林管理重点地域

二　指定を解除しようとする区域

三好市山城町粟山字どふの元三九六の一、三九七の一、三九七の二、三九八及び三九九の一から三九九の三まで、字岡田四〇〇の一及び四〇二並びに字のふのゑ三九一の一及び三九二並びに仏子字フナ木八〇二及び八〇三の二並びに字榎ノ本九七四、九七五、九八三及び九九四

三　縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号　七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部スマート林業課森林企画担当

電話番号　〇八八―六二一―二四四九

**徳島県告示第六百七号**

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定をしたいので、同条第三項の規定により次のとおり告示し、令和三年九月十七日から同年十月十七日までの間、指定案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

令和三年九月十七日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　指定の種別

第一種森林管理重点地域

二　指定をしようとする区域

三好市山城町粟山字どふの元三九六の一、三九七の一、三九七の二、三九八及び三九九の一から三九九の三まで、字岡田四〇〇の一及び四〇二並びに字のふのゑ三九一の一及び三九二並びに仏子字フナ木八〇二及び八〇三の二並びに字榎ノ本九七四、九七五、九八三及び九九四

三　縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号　七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課林地保全担当

電話番号　〇八八―六二一―二四五〇

**徳島県告示第六百八号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和三年九月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年九月十七日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

道路の種類　県道

| 整理番号 | 路線名 | 区間 | 新旧の別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---|---|---|---|---|---|
| 129 | 徳島津田インター | 徳島市津田海岸町一一二五番一七九地先から同地先まで | 旧 | 一四・九～五〇・四 | 三〇二・七 |
| | | 徳島市津田海岸町一一二五番一八七地先から同地先まで | 新 | 一一・八～一一一・四 | 六四〇・四 |
| | | 徳島市津田海岸町一一二五番一七七地先から同地先まで | 新 | 六・七～一三・九 | 二四五・四 |

**徳島県告示第六百九号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和三年九月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年九月十七日

徳島県知事　飯泉嘉門

道路の種類　県道

| 整理番号 | 路線名 | 区間 | 新旧の別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---|---|---|---|---|---|
| １４８ | 中部山渓轟公園 | 海部郡海陽町平井字保勢一一二番一四地先から同一一二番二〇地先まで | 旧 | 四・三～九・四 | 二七九・六 |
| | | 同 | 新 | 六・〇～三四・五 | 二七九・六 |

**徳島県告示第六百十号**

平成十年徳島県告示第四百七十三号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和三年十月四日から施行する。

令和三年九月十七日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一の3の㈢の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 代々木支店 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 |

**徳島県公安委員会規則第十号**

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年九月十七日

徳島県公安委員会委員長　齋　藤　恒　範

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則

徳島県警察組織規則（昭和四十三年徳島県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第七号中「及び警察用航空機」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第二十五条に次の一号を加える。

四　警察用航空機の運用及び管理に関すること。

**附　則**

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

令和三年二月十六日付け徳島県報第二百九十一号徳島県告示第九十五号（地籍調査の成果を認証した件）中次のとおり訂正

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
| --- | --- | --- | --- |
| 一 | 二十五及び二十六 | 美馬市脇町字鞁尾、字下大滝、字西大谷、字東大谷の各一部（鞁尾地区）の地籍図及び地籍簿 | 美馬市脇町字鞁尾、字下大滝、字西大谷、字東大谷及び字暮畑の各一部（鞁尾地区）の地籍図及び地籍簿 |
| 同 | 二十八 | 美馬市脇町字鞁尾、字下大滝、字西大谷、字東大谷の各一部（鞁尾地区） | 美馬市脇町字鞁尾、字下大滝、字西大谷、字東大谷及び字暮畑の各一部（鞁尾地区） |